

平成20年8月27日

【久朗津保健衛生部長】 本日は、ご多忙のところ、食の安全・安心意見交換会にご出席をいただきましてありがとうございます。また、日ごろ食品衛生行政につきましてご協力をいただき、この場をお借りいたしまして厚く御礼を申し上げます。

さて、近年、食品衛生行政は大きな変貌を遂げておりますけれども、平成15年に食品安全基本法が制定をされまして、リスク分析という食品の安全性を確保するための新たな手法が重要視されることになりました。その中でも特にリスクコミュニケーションというのは、食品の安全性の確保の対策を考える上で、科学的な根拠に基づいて実行されていくために欠くことのできない関係者間の理解と協力のための基礎と考えられております。このことから、今日の意見交換会を通じながら食の安全に関する情報の共有を図りまして、今後の静岡市の食の安全を進めていくつもりでございます。

本日は、静岡市食の安全対策推進事業に基づきまして策定をいたしました静岡市食の安全・安心アクションプランの原案についてと、食品の表示について考えるという議題についてご検討をいただくことになっております。委員の皆様、どうぞよろしくお願いたします。

第1部 静岡市食の安全・安心アクションプラン（原案）について

【三輪座長】 ただいま座長を仰せつかりました三輪でございます。よろしくお願いたします。

早速ですが、本日の議題、テーマは、2つあります。まず、静岡市食の安全対策推進事業、静岡市食の安全・安心アクションプランの原案について皆様からご意見をいただくということになっております。意見交換に先立ちまして、事務局から原案の概要説明をお願いいたします。

【事務局】 それでは、アクションプランの説明をいたします。

アクションプランというのは、静岡市の食品行政にかかわる部署が共同して実施する事業計画をまとめたものです。BSEのパニック等の反省から平成15年に施行さ

れました食品安全基本法、この法律では、行政、事業者、それから消費者がそれぞれの役割と責任を明らかにするとともに地方公共団体の責務が法に規定されました。お手元のアクションプランを出していただけますか。3ページに、行政、食品事業者、それと消費者の責務と役割というものが明記されています。

静岡市では、この法に基づきまして、各課が実施する食の安全の確保と、また安心して食べられる社会づくりに資するような事業を食の安全対策推進事業として位置づけて、各課連携をとりながら進めてまいりました。この意見交換会というのは、行政以外のいろいろな立場の方からの意見を聞きまして、パブリックコメントとしてこれをアクションプランに反映していくための場です。今回ともう一回、2月ごろを予定しています。

皆様のお手元にありますアクションプランの5ページに基本方針というものがあります。このプランは、食の安全の確保のための施策、食の安心の提供のための施策、この2本の柱のもとに各事業が展開されていく形をとっております。

この安全の確保のための施策というのは、例えば検査ですとか、事業者等の監視等が、含まれております。また、安心のための施策というのは、今回のこの意見交換会もこの中の1つではありますが、そのほかに学校へ出向いての食の安全教室ですとか、農業体験等も含まれております。

このアクションプランですが、平成18年度以来毎年度ごとに新しく策定してきました。ですが、3回の策定を経まして、このプランの内容もある程度完成されたものになっています。年度ごとの改訂も数字や言葉などの微細な変更にとどまっていることが多くなってきました。委員の方からもより中長期的なスパンでこのプランを策定したらどうかというご意見もいただいておりました。そこで、食の安全対策推進連絡会で協議しました結果、次年度の策定のアクションプランは、計画期間を3年間としまして、その都度経過報告や見直しを行っていく形となりました。また、これまでは、この冊子の、これが原案という形でお配りしてあって、これの訂正という形でこの意見交換会に出していたんですけれども、せっかくの機会ですので、各課の事業を改めて調査票に書き出しいただいて委員会の方々に見ていただくことにしています。

意見交換会の委員の皆様には、市民の代表として、21年度以降のアクションプランの内容とプランの方向性に対する意見を表明していただきまして、今後も引き続き静岡市にふさわしい食の安全・安心対策の柱を市民の皆さんに示すことができるよう

ご協力をお願いいたします。加えて、市民にとってこのプランがより親しみの持てるものになるような編集の工夫なども何かよいアイデアがありましたら出していただきたいと思います。

以上、簡単ですが、アクションプランについての説明を終わらせていただきます。

【三輪座長】 今の説明にもありましたとおり、行政あるいは生産者、事業者、消費者、それぞれの役割があるということで、各立場の方の意見をいただいて、先ほど説明がありました、中長期的な意味で21年度以降のアクションプランについて委員の皆様からご意見をいただきたいということになります。

各委員の皆様には、事前に中長期的な各課のアクションプランのご提案について既に目を通していただいております、それぞれご意見をいただいております。皆様のお手元の資料でいいますと、22ページ以降に各委員の方のアクションプラン原案に対するご意見が載せてあります。一応この順番で、簡単にその内容を説明していただきたいと思いますが、桜井委員からお願いいたします。

【桜井委員】 静岡市消費者協会の桜井と申します。

アクションプランの各課の取り組みです。加工食品の製造者に対する食品表示の適正化指導というのが、監視という言葉で出ています。実際に表示をどのようにつけるのかとか、適正につけることへの指導とか、研修会等が行われているような様子がかえりません。

実は、私たち消費者側は、食品の表示については、勉強会や研修会が毎年行われまして、そういうところへ出席し勉強をするんですけども、赤福の事件が出たときも、原材料表示は重量順であるというお話がありまして、それは私たちも聞いていました。消費者団体として消費者の皆さんに食品表示の見方等の勉強会を開くときに、原材料は重量順に書いてありますよ、とお知らせしてきたんですが、実は、業者の皆さんはそれを知らなかった。例えば、安倍川もちみたいなものが、お砂糖が本当は一番多く入っているのにお砂糖は最後のほうに書いてあって、消費者側には表示について勉強して覚えて下さい、というお話があるんですが、事業者側のほうにはどこまでそれが徹底されているのかというのは非常に疑問に思いました。多分、JAS法についてということで、農政事務所あるいは県の県民生活室での事業なのかもしれませんが、静岡市独自でもそういった事業者向けの研修会等も行ったほうがいいんじゃないかと思ひまして、書かせていただきました。

【三輪座長】 桜井委員のおっしゃるとおりで、消費者については市のほうも広報と見ると、いろいろな事業を行っているようだけれども、実際その製造業者に対してはどうなのか。というご意見ですけれども、そのあたりにつきましては、どのようなお答えをさせていただきますでしょうか。

本来的には、業者さんは、自分でも知っていなければならないことではあるとは思いますが。

【食品衛生課】 食品衛生課でございます。私どもは、食品衛生法に基づいて業務を行っておりますので、立入検査の際、あるいは食中毒予防講習会の際に、表示についても、もちろんお話をさせていただきますし、質問等あればお答えはしております。やはり J A S 法に関係している原材料表示ですが、私どものほうからお話するわけにはいかないものですから、農政事務所とか県民生活室のほうに相談に行ってください。というような形で一応指導はしております。

【三輪座長】 静岡市の中には、J A S 法を管轄、担当するような部署はないということになるのでしょうか。ちょっとわかりにくいでしょうけれども、原材料表示は J A S 法による規制ですので、J A S 法による表示については、県か、農政事務所か、国とかがやっている。ということです。

【桜井委員】 そのところはよくわかりました。ただ、消費者向けの研修会というのは、講師として、市の方、それから県の方、国の方が見えて合同で研修会等を開いていました。そういうのは、主催が県になっているのですか。市では事業者さん向けにそういうことをやっていくことはないのですか。

【食品衛生課】 食品衛生課でございます。先ほども申し上げましたとおり、食品衛生法の表示に関しましては私どもが所管していきます。食品の表示、これは、法律で、J A S 法も含めて決まっていますので、本来、先ほど桜井委員が言われましたように、業者の中には知らなかった。ということはあるはずがないというスタンスのもとでおりますので、特に、例えば何々組合さんですね、同業組合みたいところで表示の講習会をやってほしいよ。というような要望があれば開いております。それは、ちょっと不明な点がないということもあるものですから、正しい表示はどうなのかということを知りたいというニーズがあると、先ほど申し上げましたような表示の改定があったとき、今度こうなりましたから注意してください。というふうな話は通常の食中毒予防講習会の中でやっております。ちなみに、本日 2 時からでございますけれども、

市内の製麺業者さんの表示の講習会、今、城東保健福祉エリアのほうで行われております。

【三輪座長】 業者さんは、本来はみずから勉強をしなければならないということではあると思いますが、何か釈然としない部分があるかもしれませんが、ということでお願いします。

続きまして、小菅委員のほうからご意見がございますので、お願いします。

【静岡農政事務所】 静岡農政事務所ですけれども、傍聴させていただいています。

先ほどの業者に対する説明ですけれども、通常その基準が改正されますと、関係団体、業者団体を通じて通知なりをして、その上で毎年国と県と共同体のような形で東・中・西部で説明会等を実施しております。それから、あとは、各業者さんのほうから説明会の要請等がありましたら、100%近く受けて出向いて説明はさせていただいております。ただ、業界を通じての周知や小さい商店さん、そういったところになかなか行き渡らない部分というのはまだまだあるかと思っておりますので、できるだけきめ細かく説明をしていきたいというふうには思っております。

【三輪座長】 小菅委員、お願いいたします。

【小菅委員】 食生活改善推進協議会の小菅といいます。3つほど提案をさせていただきました。

最初に、食の安全教室は大変よいと思います。ここで、「小中学校で」と書いてありますので、このところを高校まで範囲を広げたほうがよいというふうに書きましたけれども、現在、高校の家庭科というのは、家庭基礎2単位が高校1年で履修していると思います。高校生は、卒業しますと進学等でひとり暮らし等をする方が多いと思います。すぐ食生活が毎日かかわってくると思います。学生ですし、経済的な余裕もありませんので、外食産業を利用するとか、ファストフード、それからコンビニ、レトルト食品等の利用が多くなってくると思いますけれども、ここでやはり食の安全性のお知らせをきちんと高校生に持って卒業してほしいと思います。ただし、授業という形ではなくて、出前講座のような形でやれないかなというふうの一つは思いました。

それから、7番目の食の安全・安心に関する映像資料・図書雑誌等の購入・貸し出しとありますが、このところは、貸し出しとかではなくて、その情報提供コーナーを例えば図書館の閲覧室に設けるとか、あるいは、市役所とか区役所、それから生涯学習施設等に設けていただきますと、身近な会場で利用できるのではないかと思います。

す。ですから、食品の安全・安心に関する映像とか残留農薬、食品添加物、食物アレルギーなどの食の安全・安心のための情報、あるいは、健康被害を起こすダイエット食品などの薬品の安全・安心のための情報等もこういう情報提供コーナーで閲覧できればというふうに思いました。貸し出しの場合ですと、例えば、DVD、ROMなんかで貸し出しをされても、パソコンがない人は使えませんので、あまりこれはどうかなというふうに思いました。

もう一つは、生涯学習施設との共催ができるならば私たちも協力をしたいと思って提案をいたしました。

【三輪座長】 食の安全対策推進連絡事務局に対する要望と、生涯学習推進課に対する意見ということですが、小菅委員のご意見に対してご回答をお願いいたします。

【食品衛生課】 食品衛生課でございます。我々がちょっと考えなかったようないいご意見だと思いますので、その方向で検討をさせていただきたいと思います。

【生涯学習推進課】 生涯学習推進課です。いただいたご意見、こちらもぜひと思います。私どもも公民館事業のほうでいろいろな団体様と共同して事業をつくり上げていくことを今現在考えて、それを目標にいろいろな講座を企画しておりますので、ぜひ、こちらも思っております。食生活改善推進協議会さんもいろいろな支部がございますので、最寄りの、私どもの生涯学習施設、30施設ございますので、ぜひ最寄りの施設のほうにお声をかけていただければと思います。よろしくお願いいたします。

【小菅委員】 よろしく申し上げます。

【三輪座長】 よろしいでしょうか。ぜひ共同して成果が上がるような形をとっていただきたいと思います。

それでは、次に、24ページになりますが、小林委員からご意見をいただいておりますので、よろしくお願いいたします。

【小林委員】 コープしずおかの小林です。私からも2点ほど要望というか、意見を出させていただいております。

一つは、この食の安全・安心意見交換会の構成ですが、先ほど、桜井委員のほうからも出て、どうしても市のやる範囲と農政がやる範囲だとかいろいろ分かれています。消費者から見ると、同じなんです。農政もかかわるし、経済産業省もかかわるし、行政とか各分野がかかわっているいろんな問題を対処しなきゃいけない。そうい

った場合に、市が主催ですけれども、そういうところにぜひ関係する農政事務所とか、流通関係の方が関わって頂きたい。商品の安全というのは、単に商品をつかって、製造して、それを安全確保すればいいというだけではなくて、一般的にフードチェーンと言われていて、生産から消費までかかわる団体も含めて意見交換会をしたほうがより幅の広い内容になるのではないかというのが一つの要望です。

もう一つは、食の安全教室ということで、これは大変私もいいことだと思います。ただ、私たちがコープのところで皆さんからいろいろご意見を聞く「もしもコープ」という電話がありますが、その中でやっぱり一番多いのが賞味期限ですね。賞味期限が切れても食べられるかだとか、あけたら何日もつかというご意見が多いです。なかなか自分で判断できない。だから、極端に言えば、賞味期限が切れたら全部捨てちゃったりする方もおります。賞味期限という意味を十分消費者に理解していただくために、情報提供なり学習などが必要ではないかな？というふうに問題意識としては持っていますので、そのへんを、ホームページなどで、基礎的な、食品とは何かとか、表示の考え方などを提供して欲しい。表示そのものは、この商品の裏の表示を見ただけですべてがわかる、ということでは多分ないかと思います。それはいろいろ調べないと自分が知りたい情報というのはなかなかわからないのですが、少なくともここに書かれている情報の意味を理解しないとなりません。1996年にJAS法が改正されて表示が大分変わりましたが、ただその中身を消費者が理解するための情報提供なり学習が必要です。そういうところにホームページも含めて充実を図っていただければと考えていますので、よろしくお願いします。

【三輪座長】 小林委員の方からもありましたけれども、食品衛生課の方は食品衛生法のことしか担当できないので、JAS法のごことは、先ほども桜井委員から話があり、ちょっと意外だったかなという気がしましたが、やはり一般の消費者から言わせると、それは何とかならないのかと多分思うと思うんですね。JAS法だからうちは管轄じゃないのでできません的な発想というのは、何か納得できないなという感じを受けた方も多いと思います。今、小林委員からもそういうような、もう少しうまくできないんですかという意見もあったと思います。今、その食品表示のことについて、もう少し正確な情報をみんなに知っていただきたいというようなご意見だと思いますが、その辺のご意見については、またご回答をお願いいたします。

【食品衛生課】 まず、いろんな講習会の件なんですけれども、農政事務所、あるい

は県の方と合同でやりたいというふうには思っているんですが、我々行政のほうは管轄というものがありますので、そういったものを考慮しながらなるべく進めていきたいと思います。

それから、ホームページの充実ということで、消費期限の問題が非常に多いということで、うちのほうにもそういった質問がかなり寄せられています。これも、できればいろいろな情報を差し上げたいと思うんですが、これも保健所という立場上、期限が切れても食べられますというのは言えませんので、なかなか苦勞をしているというところでございます。皆さんに役に立つような情報がありましたら、これからもホームページで提供していきたいと考えております。

【三輪座長】 よろしいでしょうか。小林委員から、食品衛生課のほうに、監視指導及び表示合同調査が、21年度以降減っているけどということについて質問があったんですけども、それについての回答は。

【小林委員】 単純な質問で、何か意味があるのかなという。

【三輪座長】 件数の減少については、どのようなお考えでこういうふうになっているのか簡単に説明をお願いいたします。

【食品衛生課】 食品衛生課でございます。この合同調査といいますのは、農政事務所と、県民生活室と合同で、JAS法、それから食品衛生法、それぞれの立場で行うんですが、私どもは受ける立場でございますので、話があったときに、「それじゃあお願いします。」ということでやっております。実際、今まで30件ということで計画を立てておりましたが、なかなか双方の都合ですとか、同じ施設に行って、片やJAS法であれやらこれや言って、片や食品衛生法で、どうしても1日で回れる施設というのは限度がありまして、30件目標はなかなか難しいということです。それで、実情に近い数字にしようという意味でございます。特に来年度以降減らすということではございません。

【三輪座長】 現状的に20年度も30件は実施できなかったということで、計画数が30件ですね。

【食品衛生課】 今年度30件計画しておりますけれども、なかなか先ほど申し上げましたような理由で、達成は難しいんじゃないかと、いうことでございます。

【三輪座長】 わかりました。

それでは、25ページのほうに斎藤委員からのご意見がございますので、お願いい

たします。

【齋藤委員】 静岡漁業の齋藤です。この委員も今年4回目、4年目になるんですが、皆さんと話し合ってきた事と同じように、数字のことばかり言ってきました、結局ほとんど変わっていません。この数字がどうのこうのというより、ここに書いてあるとおり、先ほど小林さんが言いましたように、子どもたちに本当の味がわかってなければ消費期限、賞味期限を書いても同じです、はっきり言って、炎天下に賞味期限が10日もあろうと牛乳を置けば腐ります。それを平気で飲みます。お腹が痛くなって騒ぎます。そういうことではなくて、牛乳はこういう味だよ、と自分で経験しなければ困るんです。牛乳でも魚でも肉でも、自分なりにいつもと違うな、これはおかしいな、ということを知ってもらわなければ、数字だけを見るということではよくないと思うんです。もう少し現場を知っていただいて、作っているほうも一生懸命作っているんです。例えばそれが1日ぐらい過ぎても、多分作っているほうとしては、1日ならばはっきり言って食べても影響ありません。でも、その1日、2日だけではなくて、どの場所に置いたかということを理解していただかなければ、作ったほうとしてもすぐ作りがいがありません。朝早くから起きて、加工して、製品づくりをしているのに、たった1日、1時間過ぎただけでポイされる。これを見ていると作ったほうとしてはかなり情けないです。その点を再三言っているんですが、子供達と大人の方達に、もう少し現場を見る機会、特に学校の給食、家庭科等に実施は無理ですか、と毎年言ってますよね。なぜ現場に来ないんですかと、現場は待っているんですよ。はっきり言って、食べてもらいたくて。でも、忙しくてだめなんです。子供達に本当の味を教えるために、今年もいろいろ試食会とかやっています。子供達は、こんなにおいしいんですかと、スーパーの物と味が違いますと、それは当たり前でしょうと、こっちは作りたてをすぐ持ってきているから、でも、その作りたての味とスーパーの何時間かたった味が違うのは確かなんです。そういうことがわかれば、あっ、いつもと違うなとか、ちょっと苦いから今日はやめようとかね。そういう口で、体で覚えることをやっていただかないと、毎年毎年これを4年間やっても、数字数字で、現場サイドは、はっきり言ってわからないんですよ。営業的には数字なんですけれども、人間的に自分の立場になったときに、実際に口へ入れるものですからね、自分で判断する努力というものともう少し、文書だけでなく、本当の味を知ってもらう為に、現場へ出る機会をぜひとも作って頂きたいと思います。安全の推進委員の方々の意見もあるんですか

らね。作る方も遊んで作っているわけではありません。一生懸命汗水たらして作っておりますので、その点を理解して、ただ数字だけで見ただけではなくて、本当の味を教えることも一度経験していただきたいと思います。よろしくお願いします。

【三輪座長】 生産者のお立場でご苦勞をされていると思いますけれども、そういうことを理解してほしい。あるいは、味については、ほんとうの味を知ってほしいとか、特に子どもにというようなことでご意見でありましたけれども、今の齋藤委員のご意見に対してどのようにお考えなのか、担当する課というところになるんでしょうか。齋藤委員は特に、特に子どもにというような、あるいは学校でというようなご意見があったように思うんですけれども、その辺も含めましてご回答をお願いいたします。

【学校教育課】 学校教育課です。今のお話の中で、学校の家庭科の授業だとか、見に来てくださいなんていうお話もありましたけれども、私のほうから学校でのどんな食の安全について子どもたちに学習がなされているかということについてお話ししたいと思います。

学校教育課の事業といたしましては、そこに書いてあるとおりですけれども、学校というのは、国の定める学習指導要領に基づいて授業を行っています。その中で、食育ということと言いますと、保健体育で健康の増進と食事についてだとか、特別活動の中で食育、それから、学校給食、食習慣について、それから家庭科の中で栄養のこと、食品のこと、それを実習を伴って実践的に学習していくということになるわけですが、食の安全ということになりますと、主に家庭科の授業の中で、小学校の家庭科、中学校の家庭分野、高等学校の家庭科の中で行われていると思います。

この3月に指導要領が改定されました。この指導要領というのは、教育基本法や学校教育法の改定を受けて、法的な改定を伴った学習指導要領の改定ですけれども、その中に、食育基本法の成立というのもございます。改定の柱の一つとして、食育の充実というの今回入っております。特に、私たち東京に行って話を聞いてきたときには、家庭科の調査官から、学校教育の中で食育の中核を担うのは家庭科ですよというお話を聞いてきました。

それは、三つ理由がありますが、一つは、学習指導要領があって、学習することの法的な根拠があるということ。小学校、中学校、高等学校、子どもたちの発達に応じて学習計画がなされているということ。それから、教科書という教材がきちんとしてあるということ。そういったことから、食育を担っていくのは家庭科だよということ

で言われてまいりました。

食の安全ということに入っていきますと、学習指導要領にも書かれております。食品の品質を見分けて用途に応じて選択できること、これが中学生で学習する事項です。具体的に言うと、生鮮食品のよし悪しを見分ける、どういう野菜が、ホウレンソウがどういうのは新鮮で、どういうものが日がたっちゃっているよとか、魚や肉についても、こういったものは新鮮で、こういったものは日がたっているよとか、それから、加工食品の表示についても中学校で学習いたします。それから、調理実習におきましては、実践を伴うわけですが、その中で、安全と衛生について、それから、食べ物や調理用具を適切に管理すること、こういったことで自分たちの安全が保たれる、衛生が保たれるといったことを学習しています。

私たち学校教育課といたしましては、こうした学習活動がそれぞれの学校で確実に行われているかどうか、これを確認しています。学校訪問の際に、各教科の年間計画を点検したり、それから授業を参観させていただいて、その学校のよさ。例えば、この間、味噌汁の授業を見たんですけれども、その味噌汁で各家庭の工夫を紹介し合うんですよ、小学校の授業ですけれども。各家庭がすごくこだわりがあって、そういったところは紹介し合うというのはすごくいいことですね。伝統食としての味噌汁というもののよさを子どもたちがわかりましたねということで、そういったよさを認めたり、場合によっては、指導や助言を行ったりしています。

【三輪座長】 斎藤委員がこのご回答を聞いてどのようにお思いになるかわかりませんが、市の職員の方というのは、どうしても仕事が法律に基づいてやっている、あるいは、学校の方は文部科学省の指導要領に従ってやっているとしますので、好き勝手なことができるわけではないというのはよくわかりますけれども、それにしても、今の答え方は、個人的には、何かこう決まっていますよということをただ羅列しただけに感じたんですけれども。その中で、斎藤委員が多分おっしゃっているのは、具体的にどんなことができるかをもうちょっと考えてくださいよ。というようなことをお聞きしたかったんだと思いますけれども、どうですか、斎藤委員、具体的にどんなことをしてほしいとかというような。

【斎藤委員】 大体毎回同じですから、はっきり言えますけれども、期待しておりません。

【三輪座長】 いろいろ、できない部分は多分あると思うんですけれども……。

【齋藤委員】 何かもう少し人間味が、実際の体験というものは法律でも何でもありません。学校教育法は関係ないの。

【三輪座長】 学校としては指導要領がどうしてもあるので。

【齋藤委員】 できる方法があったら考えてみます。ぐらいの回答はいいんです。学校法がどうのこうのでは困るんですよ。やりますと言うんなら、やる方法を……。

【三輪座長】 指導要領だけでなく、具体的にこんなことをしたいと思いますとか、そういう意見でおっしゃったんですけれども、具体的に規制のある中でどんなことができるかということを考えていただければいいなと思いますので、ぜひよろしく願いいたします。それでは、26ページの石井委員からのご意見をお願いいたします。

【石井委員】 静岡新聞の石井です。今回初めて参加させていただきましたが、多分内容がよく理解できておらず、この原案の調査票、アクションプランへの調査票ですが、多分的外れなことも大分書いてあるかと思うんですけれども、申しわけありません。

事前にいただいた各課のアクションプラン原案について読んでみて思ったことを書いたんですが、先ほど、齋藤さんがおっしゃったように、感じたことは、各課でいろんな体験教室、安全教室、研修などが企画されています。それがどのように連携されているのかが、ちょっとわからなかったものですから、多分それぞれの連携というのがあるんだと思うんですけれども、各課がそれぞれにやるのではなくて、連携して教室を設ければより深い内容ができるんじゃないかなと思いました。それがどのように連携体制がとれているかが視覚的にわかるような計画だったらいいんじゃないかなと思いました。

先ほども何度も出てきていますが、それぞれの課がそれぞれの管轄で計画を立てていらっしゃるかと思うんですが、それもわかるものですから、そういうところを事務局が窓口として取りまとめて行政なり課の枠を超えた連携体制がとれば、より、生きた安全・安心が推進できるんじゃないかと思います。

【三輪座長】 資料を見ますと各課でほんとうにいろんな事業がありますけれども、それがほんとうに独自でやっているものなのか、あるいは何か連携されてやっているのか、というようなことをちょっと知りたいということで、あまりはつきりおっしゃいませんでしたけれども、やっぱりさっきからずっと出ている、縦割りのみみたいな部分でもう少しどうにかならないの、みたいな、ご意見もあるんだと思いますけれど

も、その辺の連携とか、窓口の一本化についてはどうか、ということだと思いますけれども、これは、事務局のほうにお答えしていただいでよろしいでしょうか。

【食品衛生課】 食品衛生課でございます。各課それぞれ所管がありますので、それぞれの課でどんなことができるかというのをどうしても持ち寄らざるを得ないわけでございますので、その辺は情報の共有ということで対応していくしかないのかなとは思っています。

それから、不審情報、疑問表示の情報を市民が共有、これは、まことに申しわけないんですが、まだ情報の段階で情報を提供するということは、できませんので、これはちょっと無理だと思います。

それから、食品偽装への対応についてということで、窓口の一本化ということなんですが、一本化はされておられません、JAS法に関する情報を、例えば保健所にこんなおかしなものがあるよと提供いただければ、うちのほうから農政事務所なり県民生活室のほうに情報を開示いたしますし、農政事務所のほうに食品衛生法の情報、不審情報が入ればこちらに回ってくると、そのような連携をとれる体制になっておりますので、どこへ持っていったいいかわからないという場合でも、例えばうちのところ、保健所、食品衛生課にご連絡いただければ所管の監督官庁のほうに回しますので、一本化というのはちょっとできておられません、そういう情報の共有あるいは連携体制はとれておりますので、もし情報がありましたらいただければと思います。

【食品衛生課】 もう一つ事務局からですけれども、食の安全教室についてということで少しお話しさせてください。

先ほど、この中にもありましたけれども、何回かに分けてお互い関連性をもった講座を開いてはどうかというお話がありますけれども、これを読んでちょっとびっくりしました。我々も今各公民館と連携していろいろな講座等を行っておりますが、その中で、公民館の事業では市場の見学等をやっています。この市場の見学の後に、今度は表示の見方ですとか食品衛生、そういうような講座を持ってきたらもっとおもしろくなるかな、というような話をさせていただいています。ですから、同じことが書いてあるので、あれっと思いました。

この夏休みに行いました事業の中では、調理実習、具体的にはプリンをつくるんですが、子どもたちと料理の先生を招いてプリンをつくりまして、自分でつくったプリンを食べる。それとあわせまして、我々が出向きまして、市販のプリン、スーパーで

売っているプリンにはつくったプリンとどう違うのか、それを勉強していこうということで、市販のプリンの表示ですとか添加物、味とかにおいが、手づくりのプリンと市販のプリンとはどういうふうに違って、それはなぜなのか、そういうことを学んでいこうという講座も行いまして、手前みそながら大変好評でした。

このようにいろんなクロスオーバーな企画を、我々もできませんとか、難しいですということばかりではなくて、確実に新しいことをやろうという意欲はあります。前には進んでいくと思います。

【静岡市中央卸売市場】 中央卸売市場の小池と申します。よろしくお願いします。

今、石井委員さんからの、農業体験や市場見学などを生涯学習課を通していろいろしてみたらどうかというようなご意見がありました。実際に市場としましては、生涯学習課、あるいは小学校、中学校の見学があればすべて受け入れる体制はとっておりまして、夏休みあるいは6月、7月の授業のその中でも実際に受け入れていることはすでにやっております。9月にも県外の神奈川県からの学校の受け入れもありまして、その中での市場見学は朝早くなることをご理解いただき、市場の流通を見学するということに関しましては、事業としてすべて受け入れております。ただし、個人的に見たいというようなことがありますと、なかなか一人ひとりの対応ができないものですから、団体さんに関しましては、事前に連絡をいただければ市場の見学というものを案内させていただいております。

【三輪座長】 石井委員のご意見のようなことや、体験と市場見学などというのは実際に行われつつあるというようなことであります。

あるいは、その窓口の一本化というのは理想なんですけど、現実的には、何かあれば、電話をすれば必要なところを紹介してくれるなり、何なりという対応になっているということでございます。よろしいでしょうか。

それでは、27ページのほうの岡崎委員からのご意見をいただいておりますので、よろしくお願いします。

【岡崎委員】 公募委員の岡崎です。よろしくお願いします。

かなり皆さんいろいろ言っていたので、結構細かいことになりますが、あまり法律には詳しくないので、もう基本的には、業者のモラル教育をやっていただきたいなと思います。

自分も大手の製造メーカーで10年働いていましたが、ライン実習、新人のときに

やりました。これを自分の家で使うのかと考えるとちょっと疑問が起きるぐらい、ラインというのは、1日に何台つくるという数字に追われてしまって、消費者が見えなくなってしまうんですね。なので、やっぱり業者の人たちは、一生懸命つくっているとは思いますが。それが自分の家、自分の家族のものになるというのを、上の幹部の実際ラインに立ってない方というのはすごくわかっていると思うんですけども、やっぱりラインで実際追われてしまうと、もう自分のせいで何かとまったら、次の人の作業がとまるということに、追われ続けるので、そういうところを、本質的なモラルの教育というのをやっていただきたいなと思います。

あとは、これはもう1枚のほうにも書いたんですけども、今、まだ0歳の子どもがいるんですけども、妊娠するまでは、夜はチョコレートパフェでお昼はお菓子、そういう暮らしをしていました。全く食品なんて興味がなくて、何でもよかったです。初めて妊娠して、食べ物に関心が出て、安全とか表示に興味を持ったときに、何をどうしていいかわからなく、今まで何もやってきてないし、今ほど学校教育もきちんとしていなかったの、全然わかっていないので、やはり妊婦教室とか母親教室、そのことは当たり前のことかもしれないんですけども、今は小学校で教育しているようなことをわかっていないおかあさんが非常に多いと思うので、それで困って、全部コピーにしたとかいう子もいるような感じです。それで、母親教室とか離乳食教室に参加しました。そういう中で、時間がとれなければそういう冊子だけでもいいですし、また、そういう講座をやっていますよという案内でもいいので、ぜひいただきたいなと思います。結局自分に関係がないとなかなか学習できないというのが普通の人だと思います。

あとは、こういう出来事があったって、先日、スーパーでお惣菜を買ったら、すごくおいしかったので同じものをつくらうと思って表示を見たら、全く違うものを書いてあって、サラダだったんですけども、肉とか書いてあるので、全く違うというのが初めてわかって、その業者に電話をしたら、ああそうですか、直しておきます。の一言だったんですね。確かに別に何か問題があったわけではないので、例えば市に訴えるということではなかったの、そのままで終わりました。ほんとうにそれでいいのかというのがすごく疑問で、そんなお惣菜をつくらっている製造業者や売っているスーパーにも不信を抱くのと、それを伝えるところがないというのはやっぱりあるので、もう少し苦情や不信を抱いたときにはどこに電話してください。みたいなタグでもロゴで

もいいのでスーパーに置くとか、もう少し何か苦情を、伝えやすいほうがいいと思います。

スーパー、製造業者と消費者をつなぐ小売店の指導というのがどういうふうになっているのかな、というのもその中にあまり出てこないの、ちゃんと加工業者がつくっているにもかかわらず、スーパーが自分のところに2日、3日置いてから出すというところもあると思うので、その辺をスーパーに対して教育し、できるだけおいしいものを消費者に出すというモラル教育をやっていただきたいと思います。

あとは、関係ないかもしれませんが、地産地消というんですけれども、やはり自分のおばが、専業農家ですが、全く農家の人たちの生活が明るい未来か、というと全然そうではないので、これだけ地産地消と言われているにもかかわらず、その農業をやりたい、継ぎたいという人がなかなか増えていかないということは、やっぱり子どもへの教育に戻るのではないかな、と思うので、ぜひ検討をしていただきたいと思いました。

【三輪座長】 非常に幅広いご意見で、消費者としてのご意見だと思います。特に昔は食品についてあまり関心はなかったけれども、やはり妊娠、出産というようなことを経験して随分関心を持つようになったというようなお話でした。

妊婦教室などで、講座をしてみたらどうかというようなご意見があったと思いますが、あとは、製造業者だけではなくて小売店のほうの指導というのは一体どうなっているのか、というようなこと。具体的に原材料表示に違反があったけれども、それは安全性に問題がなければ、どういうことになるんですか。というようなご意見だったと思うんですけれども、お願いします。

【健康づくり推進課】 健康づくり推進課ですが、よろしく願いいたします。

妊婦さんということでお話がございまして、各保健福祉センター、葵、駿河、清水で、9保健福祉センターがございまして、そちらを中心にフレッシュマタニティー教室で、お母さんになる方を、または両親教室、離乳食の作り方、これは子どもさんが育っていくときの食事の作り方ですね、そのような教室で、フレッシュマタニティーを27回、離乳食教室が84回、それから、楽しく始める親子の食育教室23回。あと乳児健診、健康相談。例えば6カ月ですとか、それから1歳半、3歳児健診、さくらんぼ教室ですとか育児相談というものも各センターでいろんな形で展開をしております。そういう中でいわゆる食事のことを取り上げながらお話をさせていただきます

す。このほかに、各保健福祉センターで、年1回ですが、健康まつりを土・日を使ってやっております。今、食、運動、それから生活習慣の改善ということが非常に言われております。また、骨粗鬆症の問題もありますので、骨密度計を使った健診をやったりということで、普及啓発をやらさせていただいています。

フレッシュマタニティーは、人気がありまして、お断りをするような状況、または、離乳食教室も広報紙に載せるととたんに電話があつて、あき待ちをしていただくという状況で、非常に盛況ではございます。そんなことを含めて、今後、できるだけ多くの方々に私たちのやっている事業をより知っていただいて、受けていただけるような体制づくりというものをさらに検討をしていきたいと思っております。このような形で、食を通じてのいろんな事業を展開させていただいております。

【三輪座長】 非常に希望者が多くて、要望の高い事業ですので、さらに充実させてやっていただければなと思っております。

小売店のほうの指導とかその辺は、今はどのようになっているのでしょうか。

【食品衛生課】 食品衛生課でございます。スーパー等の小売店という話がありましたけれども、もちろんスーパーの中の肉屋さん、魚屋さん、こういったところにも立入検査、指導をしております。業者のモラル教育をというお話があつたんですが、法律を守るという、いわゆるコンプライアンスですか、そちらのほうの話はできますが、やはり業者さん、どうしてももうけが出ないと成り立たないものですから、そちらのほうの話になると、やはりリスクを冒して、例えば200食しか能力のない弁当屋さんで大口の注文が入って500食つくると、それはだめだよと、リスクが上がるよ、というふうなことぐらいしか言えなくて、絶対だめだということとはできない。やはり弁当屋さんにとっては、500食というのは大きな収入源になりますので、その辺の兼ね合いで判断していただくしかないということで、モラル教育は非常に難しい面があるかなと思っております。

それと、2番目ですが、苦情や不信を抱いたとき、どこへ相談すべきかと。お迷いになりましたら、食品のことでしたら保健所へおかけいただければ結構だと思います。

例えば、健康食品、クーリングオフしたいんだけどもということで、食品のことがかかってきたというようなこともあろうかと思っておりますけれども、そういった場合には、消費生活のほうへ開示いたしますので、食品イコール保健所とお考えいただいても結構でございます。自分で正しい担当官を探そうということまでされなくても結構

でございますので、よろしくお願いいたします。

【三輪座長】 モラル教育というのは確かに難しいとは思いますが、もし事故を起こした場合のリスクとか、重大性とかいうことをもう少し理解していただくようにしたほうがいいのかなという、個人的な考えもあります。

では先へ進ませていただきますが、28ページの青山委員からたくさん意見をいただいておりますので、よろしくお願いいたします。

【青山委員】 公募委員の青山と申します。中学生と小学生がいる主婦で、特に知識があるというわけでもなく、日常三食をつくっている主婦の観点からお話をさせていただきたいと思います。

まず、このアクションプランを全部読みまして、消費者向けのものがとても多いので、行政としては、生産者と消費者のかけ橋になるような取り組みがもう少しあったらいいかなと思いました。食品事業者の、ほとんどの会社がちゃんとやっても、たった1件だけ不祥事があっただけで食の安全が崩れていく時代なので、モラルの向上を促すような取り組みをもう少し増やした方がいいのではないかなと思いました。

それから、最近、中国の餃子事件のことなんかもあって、消費者のほうに金さえ払えばよく、食べ物に感謝しないというような高飛車な態度になっていることを反省するようになりました。本来は、消費者と生産者というのは対等であるべきだと思いますし、先ほど斎藤委員のお話にもありましたけれども、現場を見るということが不可能であるならば、本来それは家庭でやるべきことかな、ということの主婦として感じました。五感を磨けば数字に頼らなくて済むということは、うちの祖母や代々みんながやっていたことであり、冷蔵庫がない時代は、もちろん五感で食べ物を判断していたわけですから、知識を得ることと同時に五感を磨いて、食べ物を粗末にしないということを普通の主婦として心がけていかなきゃいけないなということを感じました。

私は、近所に無人販売所がたくさんあるのでそのものをよく利用しますが、下の子どもに、これ、どこのものか、いつ作ったのかも、いつまで食べられるか、何も書いてなくて、値段すら書いてないのに何で100円で買ってくるの、って聞かれたことがあるんです。それは、表示のことが叫ばれている今、逆行するようであるけれども、無人販売というのはほんとうに信頼関係で成り立っているもので、安心して購入できる、またおいしいとわかっているから何も書いていなくても買ってくるという、それがほんとうの食の安全・安心なのかなというふうに思いました。これから、自分

も家庭でちゃんとそういう食育をしなくちゃいけないなということで気をつけていきたいと思います。

それで、一つ質問がありまして、学校教育課のほうで、食育活動の推進をするために教職員に対して指導を促していくというふうにありましたが、具体的にはどんなことをするのかということと、どんな教科の中でも子どもに対して食育の推進というのはできると思うんですね。例えば、歴史でしたら、弥生時代のお米は今のお米と味がどういうふうに違って、保存なんかも、機械なんかもちゃんとした設備がなかったのに、自分たちですべてつくったお米の味はどうだったのかな。と問いかけるだけでも子どもたちに考えるきっかけを与えることができると思います。具体的には、どんなことを先生たちに指導をしていただけるのかなということが気になりました。

【三輪座長】 いろいろご意見をいただきましたけれども、特にその学校での食育活動の推進というのは、具体的にどういうふうに行っているのか、ということをお聞きしたいと思いますので、お願いいたします。

【学校教育課】 学校教育課です。次に書いてあるものについては、安全ということで、こちらは給食の担当の教職員に対する指導です。具体的にいうと、給食の際の安全指導ということで、衛生面ですとか、給食、食の事故があってはいけないということで、給食主任の先生方に指導をしています。

もう一つ、食育についてというお話がありましたけれども、先ほど、言い方がよくなかったのかもしれませんが、私が言いたかったのは、食に関して、安全だとか、食に感謝すること、食習慣の大切さとか、そういう基本的なことは、学校の中ですべての子どもたちに学ぶ機会があるというのはすごく大事なことなんじゃないのかな、ということが一番言いたかったんです。

食の安全については先ほどお話をさせていただきましたけれども、食育につきましては、給食の際に、作ってくださった方に感謝して食べるとか、野外活動なんかですと、環境にも配慮して、どんなふうにするかごみが少なくなるかとか、洗いがきれいになるにはどうしたらいいかだとか、についても特別活動の中で考えてみたり、自分の食べたものが自分の健康と結びついているか、そういったこともございます。

食育ということで、一つ学校教育課でいろいろな研修姿勢というのがあり、その中に「早寝早起き朝ごはん」というのがあります。平成19年度は3校、平成20年度も3校指定させていただいて取り組んでいただいたんですけれども、朝ご飯を食べる

と体が温まって1日のエネルギー源になったり、朝、体が目覚めるというんですか、そういったことで学活の時間などを使い、PTAの方も巻き込んで実践して頂くような活動がありました。

【三輪座長】 よろしいでしょうか。私からも一つお聞きしたいと思いますが、その食育というのは、具体的にどなたが主に担当をされているのでしょうか。というのは、担任教諭とか、あるいは給食をつくっている栄養士さんとか、あるいはほかの先生とか、どういう形でどなたが一番中心になってやられているのか。

【学校教育課】 いろいろありますが、食に感謝することだとか、具体的な学校給食の食べ方などは、学級活動の時間の中で担任が行います。それから、家庭科では、栄養について学ぶ、食品について学ぶ、食習慣について学ぶといったこともあります。そういったものが保健体育などでもありますし、それから、済みません、資料のほうは字を間違えてしまって、学校給食課です。学校教育課と書いてしまったんですが、学校給食課と行っていることです。学校給食課のほうから栄養士の方が来てくださって、栄養に関する指導を年に1回どの子たちにも行っています。それぞれの教員がいろんな場で食育を行っております。

【三輪座長】 それでは、最後になりますが、29ページに白木委員からのご意見がありますので、お願いいたします。

【白木委員】 ここに書きましたのは、アクションプランについての意見というよりも、次の議題の食品の表示についてですけれども、よろしいですか。

【三輪座長】 では、次の議題の表示について考えるということで、これはまたお願いいたします。

それでは、第1部といいますか、最初のテーマの安全・安心アクションプランについてということいろいろご意見をいただきました。ちょっと時間の限りもあってどんどん流してしまった点もありますけれども、委員の中にも、多分市の回答をいただいて何か釈然としない部分というのは、担当じゃない、これはうちの担当じゃないよ的な発言が、やむを得ないとは思いますが、法律で仕事をしている以上は、自分の管轄していない法律のことはできない。というのはわかりますけれども、そういう縦割りの部分をもう少しくまぐ連携してやっていただければ、また逆にやっていただかないと食品の安全・安心というのはなかなかうまくいかないのではないかな、というような感想を皆さんお持ちになったんじゃないかと思います。

それと、斎藤委員も大分おっしゃっていましたが、前もこれは出ましたけれども、消費者と生産者との相互理解といいますか、消費者は、やはりもう少し生産者のことを理解したほうが、その安全・安心、食品についてはうまくいくのかな、というような考えもありました。さらには、そこに行政が加わって、行政が信頼されるような働きをしていただけると非常に安全確保がうまくいくのではないかな、という個人的な意見を持ちました。

大分時間が過ぎてしまいましたので、これで原案についてのご意見は終了させていただきたいと思います。かなり貴重な意見があったと思いますので、すべてを盛り込むというのはもちろん無理でしょうけれども、市当局としまして、この今日のいろいろな委員のご意見をぜひアクションプランのほうに十分反映させていただけるように委員一同を代表して要望をいたします。よろしくお願いいたします。

それでは、ちょっと後半のテーマに行く前に10分ぐらい休憩をとりたいと思いますので、後半のテーマは、3時10分からということをお願いいたします。

(休憩)

第2部 食品表示について考える

(お詫び) 録音機器トラブルにより、開始部分が記録されていませんでした。申し訳ありません。桜井委員の以下の発言については、事前の調査票に基づくものですが、当日の発言と同様の内容なのでご本人の了承を得て掲載しました。

【桜井委員】 私たちは、消費生活においては、選ぶという行動を常にしています。消費者が何を、どう選ぶかによって、そのお店の品ぞろえが変わります。その意味で、消費者は企業や社会を変える大きな力があると思います。

その選ぶときの目安になるものが表示です。この表示がウソであれば、消費者にとって大変不利益なことです。表示は正しくなければなりません。マイナス情報も含め、ウソのない、正しい表示をしていただくことを望みます。

その上で、消費者は、表示を確認して買い物をする習慣をつけ、情報をきちんと読み取る確かな目を持って、商品選び、企業選びをしていくことが大切だと思います。CMや広告にまどわされることなく、自らの五感をみがき、選択する力をつけていかなければなりません。

そのためには、情報が氾濫する中で、メディアや広告を批判的に判断し、しっかり

考えて選択する力を養う消費者教育が必要で、これは子どものころからの教育として、学校での消費者教育も必要と考えます。

【三輪座長】 表示の不正ですが、これは、消費者が見極めるのは不可能に近いということですが、じゃあこれは、具体的に行政なら見極めるのかというと、これもまた微妙なところがありますね。物によっては検査すればわかる場所はあると思いますが、産地等はきちっと検査してもわからないんじゃないかなと思います。同じ種類のものだったら、どこで育てたって多分検査したら同じなので、生産履歴とか何かをしっかりとしないと産地偽装みたいなものはなくなるのかなということも個人的には思います。なかなか難しい問題です。

続いて、小林委員のほうからも意見をいただいておりますので、お願いいたします。

【小林委員】 3点ありますけれども、とりあえずここに書いてあるのは、コープが今取り組んでいるというか、みずから自分たちで決めてやっているという中身で見ただけであればいいかと思いますが、当然表示というのは、法律にも随分表示されているわけなんですけれども、それを守るとするのは当たり前なんですけど、基本的には、つくる側は法律、悪い言い方をすれば法律さえ守ればいいという中身になるかと思うんですけれども、それだと、先ほどの桜井委員さんのほうからも言われたように、やっぱり、ここに書いてある表示だけだとわからない、ここがどんなになっているのかわからないというのを、例えば食品添加物で言いますと、食品添加物の表示というのは、基本的には物質表示になっているかと思うんですね。原則物質表示なんですけれども、用途表示でもいいというのが多いんです。現実的には、幾つかは物質名で書いてない添加物があります。それは法律にはないから書いてないんですけれども、実際に増粘剤と書いてあって、増粘剤でもいろいろな化学物質を使っていますので、じゃあそれが何なのかというのをコープでは実質的に書いて、物質名も表示しているという中身になっています。そういうところを、消費者が知りたい中身をなるべく表示の中に入れて込んでやっているんですけれども、あんまり書くとわかりにくい、ぐちゃぐちゃ書いてあって何が書いてあるのかさっぱりわからない。だから、わかりやすい表示を、というのもまたかなり難しい。私たちにとってのテーマになっているというのも現実です。逆にいえば、コープのは添加物を使ってないって言うけれども、たくさん使っているというふうに見られちゃう。いっぱい書いてあるものでそう見られるという傾向もありますので、そうすると、やっぱりだれでもわかりやすい表示を目指さないと、

なかなかそれを理解されないのかなというのが一つあります。

それ以外に、アレルギー表示だとか、遺伝子組換えだとか栄養表示等についても、栄養表示というのは、基本的には表示義務はないんですね。ただ、強調表示で、例えば「ビタミンCいっぱい」だとか、書く場合には表示義務が発生するわけなんですけれども、コープでは、そう書いてなくても、基本的に原則コープ商品だけなんですけれども栄養表示はしているというふうに、そういう消費者にとって必要な情報を、中になるべく出せる範囲で表示をして、必要な情報を提供しているというのが基本的な考え方になっています。

きょう、私ごとで、ちょっと申し上げると、餃子問題が今年の3月に発生して以来、コープがその信頼回復に向けて今現在取り組んでいる中身です。基本的には、いろいろ検査だとか、定検だとかというのは現実的にやっていますが、今回の問題については、やはりそれだけでは食の安全を守れない。もう一回その原点に立ち返って、要は安全・安心の確保というのはどういうことか、というものも含めて現在取り組みを進めさせていただいています。

その中で、やっぱり一番うちの組合員さんにとって、きょうのテーマである表示なんですけれども、要は、中国で製造されたということもあって、中国の商品を避けて通る傾向にあるんですけれども、その中で、知る権利を主張している皆さんがかなり多くて、今の表示ですと、原材料表示というのは書かなくてもいい、原産地を書かなくていいものも幾つかあります。そうすると、やっぱり中国の原料が入っているのか入っていないのかというのはわからないという問い合わせもあって、それを一つ一つ伝えなければならないということもあって、今、私たちのところでは、売り場だとか、おうちコープで個配事業の中で、お買物メモの商品の案内の中に全部原料原産地と加工地を書いてあります。ただ、逆にいえば、96年にJAS法が改正されて表示がいろいろ原材料だと多い順に書くだとかと変わりました。そういう中身を消費者自身にも逆に伝えていかないと、どうやって見ていいかわからない。例えば加工地を書いても、加工地を中国と書くと原料が中国だと思っている方がいるんですね。何だ、中国の原料を使っているんじゃないか。だけど、原料はよその国から入れて、最終加工地を中国なのであって、法律でそのような表現になっている。というのが現実なものですから、そういう点でいうと、出る情報を正しく認識しないと、聞いてくれればいいんですけども、聞かない人にとってみれば、中国って書いてあるだけでも中身に入

っている原料は全部中国だと思って、もう買わないということが発生するものですから、そういう点も含めて、やっぱり正しい情報をどうやって正確に伝えていくかというのがこれからのテーマになってくのではないかなと思います。

ただ、先ほど言った不正だとか、偽装だとかというのは、今、コープで豚肉の問題があったときに、牛肉を使わないで豚肉を使った事件があったときに、今現在、遺伝子のレベルでの検査をしています。これが豚肉なのか牛肉なのかという検査をして確認をしている。当然すべての商品になかなかそういうのはできないんですけども、ただ、突き詰めていけば、不正とか偽装というのはだますわけですので、豚肉でも国産と輸入とを食べて現実的にはわからない。わからないものを食べて偽装しても、それは遺伝子の検査をしても豚肉同士だとわからないんですね。牛肉と豚肉ならわかるんですけども、豚肉同士だと国産か輸入かというのはわからないんです。そういう意味では、逆にいえば、フードチェーンシステム、要は、トレーサビリティの確立を進めていかないと、いつどこで何が入って、どういうルートでどういう経路をたどっていつているのかというのが確立しないと最終的には食の安全性をなかなか確立しないという部分の問題意識を持って、そういう意味では永遠のテーマであり、不正だとか偽装というのは、中ほどに書いてありますけれども、やっぱり働いている者としても日ごろ商品売っているわけですので、そこで気づいたこと、変なおいがるだとか、触ってぬるぬるするだとか、そういうのをとにかくコープとしては一元化して、入ってきた情報をすべてキャッチして追求する。それに当たって、今、専門の職員を4人配置して、何かあったらすべてそれを最後まで追求して、問題があるのかないのかというのをはっきりさせて今取り組みを進めていくということで現在進めさせていただいています。少なくとも最終的には絶対ゼロというのはなかなか難しいと思います。

【三輪座長】 ほんとうにいろいろなご意見をいただきました。例えば表示にしても、何でもかんでも書いたらそれこそ非常に見にくくなって困るんじゃないか、しかし、必要な表示はなるべく欲しい。あるいは、そういう種別はわかっても生産地は系統が同じものだったらわからないとかの検査の限界とかも、ほんとうに今は食品の安全が抱えている表示とかいろいろな問題点が浮き彫りにされたかなと思いますけれども、先ほどのアクションプランのほうにも消費者の役割というのがあって、消費者にも役割を仰せつかっているわけですね。その中には、食の安全・安心に関する知識を深

めるというようなことで、やはり消費者もこれから勉強していかなければいけないんだろうと思います。

ただ、そういう面でも、最終的には表示に頼るしかないと思いますので、表示が正しくできるようにしてもらいたい。僕なりには、検査とかだけでは限界だと、今、小林委員のご意見もありましたけれども、トレーサビリティ、生産履歴というようなシステムを確立してもらいたい、というのがやはり消費者の意見ではないのかなと思います。

ちょっと時間が押していますので、次に、海野委員からご意見をいただきます。お願いいたします。

【海野委員】 私のところは、コープさんとはまた違ってそんな大規模なところではありません。農協は、特に女性を中心にして、1人で加工施設の許可を取って加工をしているところから、じまん市みたいに女性部の組織を挙げて加工をしているグループとかいろいろありまして、今は32のグループがあるところです。そのグループに対して、その食品表示を指導しているわけですがけれども、とにかく全員に対してきちんとした指導をするということが絶対的に必要なことですので、まずは大きいところがやるということで、非常な努力をしています。それは、今はほぼできるようにはなってきましたし、指導はちゃんとできます。でも、お年寄りもいるものですから、理解がなかなかできない人もあって、間違いとか表示漏れとかがあって、指摘をされるということもかなりあるのではないかなと思っています。

桜井委員の先ほどの意見の中にもありましたように、消費者もこういう表示を勉強しているよということですがけれども、生産に携わる私たちもかなり厳しく勉強をしていますので、よろしく願いいたします。

いろいろわからない表示、特に私たちは、あまり細かい、先ほどの小林委員のように、細かいところの添加物まではなかなか、ほとんど使わないものだから表示する必要はないんですけれども、例えば、漬け物の素とかそういったものを使ったときには、かなり細かいものが入ってくるんですね。そういうものに対しての今は指導をどうするか、ということですのでごく迷っているところなんですけれども。

それでわからないことを保健所に聞くわけですね。食品衛生課に聞くんですけれども、これは、食品衛生法、これはJAS法ということで、非常にわかりにくいですが、私たち、聞く人によっても、それは表示を、例えば先ほどのように重量の多いものか

ら書くというふうなことがありましたけれども、それは、法的にそうなのか、そういうふうにしてください。という指導なのか、例えばこの弁当の中にはいろんなものが入っていて、サラダが入っていて、何とかが入っていて、じゃあサラダと書いて、その中にジャガイモ、卵、キュウリとかいろいろ書いていく書き方とか、いろんな返事が来るものですから、私たちとしては、一体どれをとっていいものなのか。じゃあ、最終的にはそのアレルギーの表示だけでいいのか、非常にそこがわかりにくくて、末端までどうやってこの指導をしていいかがわからないというところが今現実問題です。

できるだけことを書きなさいよと言っても、じゃあ手書きではなかなか書けないと、コンピュータを大分使えるようになったからコンピュータで書いてはいくんですけども、非常にその徹底するところが難しいですね。その食品衛生法とJAS法が一元化できないものなんでしょうかね。それはやっている省庁が違うからしょうがないよとは言っているんですけども、そうやっていただけると非常に私たちは楽なんですけれども、どうなんでしょう。

【三輪座長】 食品のことだけ考えていると、食品衛生法とJAS法って何でこんなに別々な法律で、例えば、委員がおっしゃった中でも、原材料表示はJAS法ですし、でも原材料として沢山並んでいて、添加物が入っていると、添加物は食品衛生法で記載が必要です。原材料の中でもJAS法だけのものと食品衛生法とJAS法と両方で必要なものといういろいろあるのも事実です。何でそんな法律が幾つもあって分かれているんだというのは、まさに、先ほども出ましたけれども、現実的には、縦割りというだけじゃなくて、これは僕の意見ですけども、食品そのものが、ほんとうは農林水産省のものなんですよ。農林水産省の管轄で農業振興や何かをやっている中の生産品であって、例えば、草原で牛が草を食べています。肉牛だとします。それも、食品衛生法で管理するってやっぱりできないんですよ。ちょっと話題がずれちゃうかもしれませんが、ある部分から急に食品衛生法が絡むようになってくるので、もちろん何とかしてもらいたいと僕も思いますけれども、現実的には難しいんだというのが現状だと思います。ぜひ改善してもらいたいと思います。

では、同じ農業生産者の大塚委員からもご意見をいただいていますので、よろしくをお願いします。

【大塚委員】 大塚と申します。よろしくお願ひいたします。

今の表示の問題についても、正確に表示を私たちはしているように努めているつも

りでおりますけれども、ごく一部の生産者とか、食品事業者の中にモラルの欠けた人がいたためにこういう問題に発展してきたんだと思います。それに尽きると思うんですが、私としても、農業生産者として、ここに書きましたけれども、私たちがやるべきことというのは昔から変わらなくて、ちょうど子どもを育てるような形で愛おしく農産物の成長を助けるのみで、その成長によっておいしいものができて、しかもこれは私がつくったものだと自負できるようなものをつくったということです。それを、また多収したいというのが目標です。多収なんていうとちょっと問題あるかもしれませんがけれども、私たち生産者も生活しているので、なるべくたくさん収穫したいということは思っております。

でも、みずから生産をしておりますが、消費者でもあるわけです。ですから、安全・安心というのは、当たり前だと思っていたことです。当たり前なんです、いろいろな問題の多い時代ですので、栽培履歴の記入とかは、義務として怠ることなくやっております。けれども、今、このように世界中で食料確保ができなくなってきたり、この間までは飽食なんて言っていたのに、急に食料危機みたいな感じになってきて、みんな騒いでおります。けれども、そんなに昔から変わっていないというか、もっと自分の命を守るための食料だという感覚で、考えてほしいなと思います。そして、日本のもの、県のもの、市のもの、地元のもの農業を、信じて応援してほしいと思います。

ただ、信じてなんて言ってもなかなか表示だけじゃわかりづらいという方もいらっしゃると思います。そういう点で、生産者と消費者のかけ橋として、市のほうでボランティアの農業体験事業を始めていただいておりますけれども、農協なんかでやっている。私も所属しているじまん市などの直売所です。そういうようなものや、私の家では観光園をやっておりますので、そんなところにいらしていただいて、どんな状態で栽培しているかや、土や畑を見ていただき、体験をしてもらおうとわかると思うんですが、もうちょっと消費者と生産者の間に信頼関係が深まっていくんじゃないかなと思います。

ことし初めてインターンシップという経験をしました。中学生の農業体験なんていうのも毎年受けてはいますが、何か遊び半分でこの子たちはどうなのかな、半信半疑というか、そんな感じでいましたけれども、何か今年は結構一生懸命やってくださって、子どもを育てるってこういうことなのかなという感じでした。また、結構農業も

やってみるとおもしろいという感じの感想を述べてくださった方も結構いたので、ちょっと将来というか、希望が持てるかな、担い手まで行くかどうかわかりませんが、そんな気持ちにもなりました。

【三輪座長】 生産者としての貴重なご意見をありがとうございました。実は、先ほどもありました生産者と消費者の相互理解というようなこともあり、そういうことも含めて市のほうもいろいろな事業を展開していただいているようで、そのインターンシップとか、中学生の農業体験とかいろいろやられているようですが、こういう事業というのは、多分今日やったから明日結果が出るというようなものではもちろんないとは思いますが、やはり消費者としても、ただ商品というのはスーパーで並んでいるものじゃなくて、どんなふうにつくられているのか、というようなことも理解していくというのが、これからやはり安心・安全を確保するのに必要なことなのかなと思います。交流事業というのをもっともっと拡充してやっていただければなと思います。

それでは、食品製造業者を代表いたしまして相沢委員からご意見をいただいておりますので、よろしく願いいたします。

【相沢委員】 ヤクルトの静岡工場のほうで品質管理の仕事をしております相沢と申します。

おそらく皆さん、ヤクルトは飲んだことがあるかと思うんですけども、ヤクルトはもう75年ぐらいたちます。私も小さいころからずっとヤクルトが好きで、ヤクルトへ入ったら好きなだけ飲めるんだろうなという、こういうしたたかな気持ちもあったんですけども。我々つくる側の意識もかなり変わってきています。ほんとうに短い期間で変わってきています。きょう初めて見る委員も多いんですけども、私もずっと長く斎藤さんと一緒にやらせてもらっているんですが、新しく若い人たちの意見というのは、我々つくる側とすると耳が痛いというのもあります。そういった中で非常に勉強になる意見が私は多いんですけども、特にこの、岡崎さんの製造で仕事をしている中で、ほんとうに機械がとまらないから忙しいと、私も高校を出て36年ヤクルトで仕事をして、とにかく1時間で3万本とか4万本つくる機械ががんがん動くわけですから、やはりその中をどうやって見ているのだろうというぐらいの感覚です。ずっと来ていたんですけども、生産効率ばかり、先輩から教わって、できるだけ機械をとめない、そういう仕事です。ずっと来ました。しかし、今、管理職の立場でいると、

耳の痛いことも出ましたけれども、私、仕事をしてないわけではないので、責任がすべてこちらに来ますので、今は、とにかくおかしいなと思ったら、機械をとめてくれ、と止める勇気、それで、再運転をさせたり動かしたりするのは私どもがスイッチを押すので、とにかく異常があったら止める。

特に表示に関しても、もうすべてこの小さな容器の中にこれでもかこれでもかと、だれが読むんだというぐらいの表示が書いてあるんですけども、その一字一字のかすれた部分で、もし読めなかったらこれは表示違反ということで法律違反になりますので、そういったチェックも当然必要になってくる。そういった中で、私どもが品質を管理するというのは、やはりお客様、あるいは消費者あつてのものですから、モラルと一言に言っても非常に難しいんですけども、やはり会社の中で大きくなれば大きくなるほどルールというのができてきます。ですから、ルールをきちっと守ればいい。そういった部分で決して難しいことではないので、決めたことをきちっと守れよと、おかしかったらおかしいと、守ったらその記録をちゃんと残しておけよと。

そういう部分で実際に我々もこれだけやっている中で、やはりお客様に見てほしいということで、私もこちらの工場へ来て5年たったんですけども、もともとは裾野のほうの大きなヤクルトの工場がありますけれども、あちらのほうにいた関係もありまして、できるだけこの工場を見てもらおう工場にしようよということで、工場見学の設備も作りまして、皆さんに来てもらう。そういった中で実際に工場で作ったときの味とスーパーで買った味が違う、これは逆にいうととんでもないことなんですけど、やはり与えられた期間の中では同じ味で食べてほしい。ただその条件が、先ほどからもずっと出ていますけれども、その流通の条件とか温度の問題とかで、どうしても変化してしまう。そういう部分がありますので、一概には言えないので、その辺が非常に難しい問題になります。その辺も含めて工場でたっぷりお話ができればということもありますので、ぜひ1度足を運んでください。よろしくお願いします。

【三輪座長】 先ほど、生産者と消費者の相互理解のお話がありましたけれども、食品製造業者の方との相互理解というようなことができれば、よりいいのかなと思います。見学できるようになっているということですので、皆さんも機会があったらぜひ見ていただければなと思います。

続きまして、石井委員のほうからご意見をいただいていますので、お願いいたします。

【石井委員】 私は、ふだん取材などを通して感じることを書いてみようかなと思ひまして、最近の中国餃子の事件とか産地偽装事件とかを通して感じることを調査票に書かせていただきました。事件の取材や報道を通じて感じるということのは、例えば中国餃子事件の後に、一斉に中国製の商品が売れなくなってしまった。餃子が売れなくなってしまったという過敏な反応がすごく目立ちまして、そういう一連の報道を私たちがする中で、それをもってより一層そういう傾向が進むという、相乗効果があるんじゃないかなと理解しながらいるんですが、事件を通じて、まじめに生産している業者さんや他社への影響も大きくて、困っているという声もよく聞きます。そうした中で、なぜそうなるのかなと思うと、やはり食品表示があるということを消費者は知っているんですが、やっぱり見方もよくわからない、何となく不安なので、とりあえず中国と書いてあったら買うのはやめてしまおうとか、ウナギも中国と書いてあるので国産にしてみようかという、その国産が安全かどうかということのも多分私たち一般では、スーパーで目にしたときにはわからないんですけども、わからない中でわからないなりに排除をしていくという傾向がすごくあるなど感じます。それもこれでいいのかなと思ひながらもどうしていいのかわからずにちょっと取材も進めているんですけども、消費者のやっぱり意識というか、勉強もほんとうに必要なんだと思ひます。

あと、そういった中で、先ほど海野さんがおっしゃっていたんですが、やっぱりファーマーズマーケットとか、地産地消というか、地元産のものを扱うところがすごく好調だというお話も聞きまして、やはり生産者の顔が見える商品というのがすごく求められているというところも流通の業界さんからよく伺います。地産地消というのは、これからかなり重要になってくるんじゃないかなと思ひます。

あと、一連の報道を通じて風評被害に対する影響が深刻だと先ほど申し上げたんですが、事件が起きたときに、業者さんとか製造メーカー、事件のもととなった会社とかが誠実に事件に対応してくださって、すぐに情報を発信してくれるほどその事件の報道というのはすぐにやむんですね。隠したり小出しにしたりとか、そういうほど長く続きまして、ワイドショーとかも長く取り上げ、それによる他社への影響もまたすごく大きくなってしまおうという傾向があるものですから、やはり事件直後は、わかる範囲というか、調査範囲というのは、まだわかっていないということも実際事実かと思ひんですが、まだわからないという状況であっても、すぐに事件発覚後は誠実に応

対する姿勢がすごくその後の市場への影響というのを左右するんじゃないかと思いません。

【三輪座長】 報道関係、ということでいろいろな問題点についてお話をいただきましたけれども、なかなか難しい問題がありますね。報道によって特定のものが急に売れなくなるということは現実的にあるのは事実だと思いますけれども、だからといって報道をしないというのもおかしいですし、昔ですが、行政の方とお話をしていて、いろんな情報を故意的に隠したわけでもないんでしょうけれども、あえて発表しなかったようなことがあったりすると、その担当者がなぜ発表しなかったのかというと、それを発表すると大騒ぎになりいわゆる風評被害を含めて、大騒ぎになるので言いつらかった。みたいなことを言ったようなこともあるんですけども、結局そういうことも含めて、これは難しいのかもしれませんが、そういう情報を消費者が正しく理解しないと、何か中国産はすべて危険で国産がすべて安全みたいな偏った極端な感覚になってしまうのかなと思います。

その辺のことも消費者も少し勉強しなければいけないんじゃないかなと思いました。

あと、報道が長引くというのは、企業の要するに発表の仕方が悪いからというようなことのお話もありましたけれども、もう企業としては多分絶対そういう事故を起こさないというのが前提なんですけど、結果的には事故を起こしますよね。だから、事故を起こさないという前提プラス起きた場合の対処、対処法というのを他の生産業者とかではもっと考えておかないと、とっさのときにどたばたしちゃうんじゃないかなという、事実そういう事例もちょっと伺っておりますので、そんなことも必要なだろう。事件を起こさないのがもちろん重要なんだけど、もしかしたら起きるかもしれない。起きた場合にどう対処するのかというようなことまでその対処法を考えておく必要がこれからはあるんだろうと思います。

次、岡崎委員から、また消費者としての立場からご意見をいただいておりますので、お願いします。

【岡崎委員】 先ほども結構具体的なことは伝えたので、やはりモラル教育ということで、今すぐに大人になってから変わるのは難しいので、子どもの教育をぜひ、なかなか行政のほうで具体的にすぐにとすることは難しいかもわからないんですけども、やっぱり子どもたちがいずれ製造業者になり、消費者になり、小売店、すべてになる可能性があるんで、子どもから変えていくというのか一番本質的な改善かなというの

を一番思います。

自分がやっぱり中学生ぐらいのときは、ルールを守るのは格好悪いとすごく思った時期があって、かなり校則とかを守る子はダサい、破るほうが格好いいって思っていました。でも、母親になってすごく変わるんですね。変わらないお母さんも多分いるんだと思うんですけども、私は、結構勉強ができればルールは守ってなくても別に構わないと、ずっと中学、高校とか思っていたところがあったので、やっぱり子どもを育てるようになって、教育を自分がするのに自分が分かっていなくて教育ができるのかというので、初めてきちんとルールを守るようになりました。そうすると、子どものときに教育するのが一番いいと思います。次に教育できるチャンスというのが、親になったときに考え直すんだと思うんですね。どんな子どもでも妊娠してしまえばお母さんになるわけで、お母さんになることがどういうことか、というのを勉強する必要があります。意外に妊娠中は暇というか、暇そうにしている人が多かったので、妊娠教室のときに、やってもいいのかなと。あとは、幼稚園に入る前の子どもを持ったお母さんたちは、支援センターとかいろいろあるんですけども、そこでルールを守ったり、人を大事に思ったり、違うことをやっている子を仲間外れにしないとか、そういう何か当たり前のことをもう一回お母さんと子どもと一緒に学ぶような場がもう少しあると、子どものときにきちんと教育されていなかった人が変われる2回目のチャンスかなと思うので、ぜひやっていただきたいなと思います。

【三輪座長】 なかなか大人はあきらめるというか、もう変えるのは難しい、子どものほうから長い目で見て教育していくのがいいんじゃないかと。それから、もう一つは、妊娠期間というのは、多分いろんな親となるための心構えをするんだと思いますので、そういう期間、あるいは子どもの小さいときにいろんな教育を、今、岡崎委員はお母さんと子どもと言いましたけれども、なるべくならお父さんも、もしよければ含めて、勉強したいと思うような機会があるときに、いろんな教育ができるような機会を持っていただけるとすごくいいのかなと思いました。

また、同じ消費者の立場から青山委員からご意見をいただいていますので、よろしくお願いいたします。

【青山委員】 食品事業者に、実行してもらったらいいなと思うことがあります。期限表示などを必要以上に短い期限にしていると、ほんとうの期限がもう少しあるということをつくっている人はわかっているので、余ったものを廃棄するのがもったいな

いという状態に陥ると思うんですね。消費者のほうも、その賞味期限より、まだ先があるとわかっている人は食べるかもしれないけれども、一日でも過ぎたといって捨てちゃう人もいるわけですから、ほんとうの期限をそろそろ表示するように心がけていくことも大事じゃないかなと思います。

それから、行政のほうに対しては、偽装をしたほうが得と思わせないように更に厳しい態度で臨んで欲しいと思います。期限の偽装は、悪い事だけど実際に健康被害を訴えた人はほとんどいませんでした。でも、産地の偽装は詐欺で高く売って利益を得たわけですから、賞味期限の偽より悪質だと思います。どちらもよくないことには変わらないので、偽装をしたってもうからないのだと思わせる状態に持っていく監視なり法律なりを工夫したほうがいいと思います。

消費者のすることとしては、正しい知識を持った上でジャッジをするようにしたいということ、それから、先ほど、期限が近いものからというお話がありましたが、私も期限の近いものから買う勇気を持つようにしたいと思っています。それをエコ買いと言うらしいんですが、奥のほうから日付が新しいのを見つけてしまうとそれを取ってしまいます。それは同じ金額で手前の古いものと奥の新しいものが同じ対価だからだと思います。手前のものが何%引きとか、何十円引きとかというふうになっていて、きょう食べるからこれは手前のものにしよう、だけど、これは直ぐ食べないから奥のものを買おうとかというふうに、自分できちんと表示を見た上で選択できればいいなと思います。小売店さんのほうにも推進をしていただけたらうれしいなと思います。

【三輪座長】 いろいろご意見をいただきました。賞味期限の近いものは値段を安くというようなことのご意見もありましたけれども、消費期限のほうで、お弁当とかスーパーで割引して売っていますけれども、賞味期限のほうをそういうことをするというのは、どうでしょうか、わかりませんが。賞味期限だったりとか、あるいは、「真の表示」というようなことで書いてあるんですけども、どうしても製造メーカーは、出荷しちゃった後は、結局、どうなるかわからないというリスクがあるかと思うんですね。だから、すごい安全性を見越して多分設定しているんだと思うんですけども、その辺、何かちょっと、相沢委員、ご意見はありますか。

【相沢委員】 そうですね、私どもの製品、いろいろありますけれども、基本的には、科学的データの7割を、科学的データ、これは味の問題とか、私どもはヤクルト菌ですから生きている菌の数、そういったものも含めておいしく食べられる期間の7割で

すね。ですから、30日科学的にもつ、何本も何本もやるけれども、その中の一番短いのが30日だったら、その7掛けの21日を賞味期限にする。これは全国の乳酸菌のはっ酵乳協会でも決められていることなんですけれども、そういう約束事で決めています。

それから、ちょっとこのとり方が誤解されると困るんですけども、玄人は消費というか、品質保持期限とか、そういう期限の間際のものを買います。要するに、新しいものじゃなくて古いものを買います。私なんかはそれなんです。というのは、私も、どんどん新しい製品というか、市場にできるだけ短い時期で出したいものですから、食品衛生法で決まっているのは大腸菌群の判定陰性だけでいいんですよ。そうすると、その後の細菌検査のカビとか酵母とかというのは、やっぱり時間がかかるんですよ。それだけ時間がかかって味が変わっていないというのは、全く問題ない、逆にいうと。そういった検査の中でも、賞味期限というのは、味が全く変わらないよという保障をされている期間ですから、先ほどエコ買いという意味もあるんですけども、結局そこまで全く品質が変わっていないということなんですよね。逆にいうと、工場出荷時に問題があれば回収とかで、全く問題ないんですけども、市場に出るから回収する、そういうものもあります。ですから、そういった場合に、企業として違反はしていないんですけども、やっぱり味がおかしくなる可能性があるものというのは、回収が若干おくれます。そういった部分では、日付がたっていれば逆に全く問題ない。早いものは、もう食べてしまった後だよということもありますので、逆に発酵乳とかヨーグルト、生きた菌というのは、他社のメーカーも含めてできるだけ日付の近いやつですね、賞味期限に近いやつ、そういうのから積極的に買うように個人的にはしているんですけども、いまだに女房は後ろのほうの新しいもほうから持ってきて、結局飲む前に冷蔵庫の中で古くなってぎりぎりぐらいで食する。いまだに自分の女房も説得できないので、皆さんには恐らくご理解できないと思いますけれども。

【三輪座長】 第1部で白木委員のほうでちょっとご意見をいただいて、29ページなんですけれども、表示のことですので第2部に回させてもらいました。

【白木委員】 今の学生は、本は開かなくてもインターネットは毎日開くというのはご存じですね。そういう中で、やはりホームページやネット表示での情報の提供というのは意外に大事だと思うんですけども、静岡市のホームページの中に、食品の表示についてのページもありますけれども、その中身がちょっと私は十分ではないん

じゃないかなと思います。あの食品の表示の画面からは、ほんとうに非常に重要な情報が載っているんですけども、結構一般の人には難しいんですよ。ですから、今のページをもう少し一般の人が読みたくなるような、読んでわかって、わかりやすい、そしてためになるという、そういうようなものにもう一回つくり直したほうがいいんじゃないかなということを切に思いました。

それで、食品に関する表示は、これは品質に関するものだけではありませんで、栄養成分表示とかいろいろありますので、対象も広げる形でホームページをもう少し充実したものにしていただきたいと思います。

それから、もう一つ、手元にこの栄養成分表示のあるお店のパンフレットがありますがすけれども、一般の人を対象にした健康とか栄養の調査の結果の中では、この栄養成分表示についての関心とか興味というのは非常に高いというような報告があります。一方で、この飲食店のほうでこの表示というのが、この静岡市だけではありませんけれども、全国的に見てもなかなか計画どおりに表示してくれる店がふえないという、現実があるわけですけども、その中で、こういうふうに表示してくださる店というのは非常に貴重だと思います。

ただ、私は、表示があるお店で食事をしましたときに、明らかにちょっとおかしいんじゃないかというか、特に塩分ですね。塩分のほうの、大体飲食店の味つけというのはちょっと濃い目についていますけれども、例えば、定食のセットで塩分が1.2グラムだとか、丼もので0.8グラムなんていう表示は、普通はあり得ない。普通の味つけですとそういうことはあり得ないわけで、お店の人にこれはちょっと変じゃないのと言ったら笑っていましたがけれども、それもある意味では不当表示ですよ。ですから、そういうところの、せつかくこの表示をしてくださっても、そこに出ている数字が全然意味がなければ、そういうところの指導といいますかね、それが1度その表示をしてくださった店がその後のフォロー、そういうようなこと、去年はどうされているのかなというのをちょっとお聞きしたいと思います。

【三輪座長】 栄養表示、栄養成分表示のあるお店というこのパンフレットを市のほうでつくられていますけれども、この辺の後のフォローというか、確認というのはどうなっているかというご質問なんですけれども。

【食品衛生課】 ちょっと担当ではないので詳しくは言えないんですが、確かにフォローということでは非常に苦勞をしております。最初に栄養成分表示を協力してくれ

ということでお願いしまして、いいでしょうということでやってくれるんですが、何年かやっていくうちに、メニューとかそういったものが変わるということで、気がついて後で連絡してみると、実はやってなかった。ということがままあります。先ほど委員の方からお話があったように、表示がおかしかったり、栄養成分表示の協力店と書いてあるけれどもしてないじゃないか、ということで、上司の方に言われることもあります。そのフォローというのは、今、どういう形でしていこうかということで考えているところがございますので、またいい方法がありましたら先生にもお伺いしたいと思っております。

【三輪座長】 ちょっと時間も過ぎてしまいました。まだまだご意見もあろうかと思えますけれども、一応意見交換はここで終了させていただきたいと思えます。特に結論めいたようなことはありませんでしたが、各委員からはいろいろな貴重なご意見がありまして、市の行政のほうに活かしてもらえることがたくさんあったと思いますので、ぜひ食の安全・安心推進事業に反映していただきますようお願いいたします。

では、座長をこれで終わらせていただきます。皆さんには、会の進行にご協力いただきまして、ほんとうにありがとうございました。

— 了 —